

郵便切手の予納額（債権執行）の変更について

新潟地方裁判所(令和2年10月12日)

これまで、差押債権者への差押命令の告知は、送達通知書とともに債権差押命令正本を送付して行ってきましたが、より速やかに告知するため、令和3年1月以降の申立て分から、送達通知書とは別に差押命令正本を送付して告知する方法に変更することとしました。

これに伴い、現在の予納額である下表1は、令和3年1月以降の申立て分から下表2に変更となります。

【表1】 令和2年12月中に申立てをする場合

内訳	500円	100円	84円	20円	10円	5円	2円	合計	執行費用として計上できる額
債権者、債務者、第三債務者が各1名の場合	4枚	5枚	3枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2,826円	陳述催告の申立てあり 2,742円 陳述催告の申立てなし 2,292円
債務者が1名増すごとに加算	2枚		1枚		1枚	1枚		1,099円	1,099円
第三債務者が1名増すごとに加算(注1) (陳述催告の申立てあり)	2枚	5枚	1枚	2枚		1枚	2枚	1,633円	1,549円
第三債務者が1名増すごとに加算(注1) (陳述催告の申立てなし)	2枚		1枚		1枚	1枚		1,099円	1,099円

【注意】

(注1) 送達場所ごとに1名として計算する。

(注2) 当事者目録、請求債権目録、差押債権目録の枚数によっては、重量超過のため切手の追納をお願いすることがあります。

【表2】 令和3年1月以降に申立てをする場合

内訳	500円	100円	84円	20円	10円	5円	2円	合計	執行費用として計上できる額
債権者、債務者、第三債務者が各1名の場合	4枚	5枚	4枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2,910円	陳述催告の申立てあり 2,826円 陳述催告の申立てなし 2,376円
債務者が1名増すごとに加算	2枚		1枚		1枚	1枚		1,099円	1,099円
第三債務者が1名増すごとに加算(注1) (陳述催告の申立てあり)	2枚	5枚	1枚	2枚		1枚	2枚	1,633円	1,549円
第三債務者が1名増すごとに加算(注1) (陳述催告の申立てなし)	2枚		1枚		1枚	1枚		1,099円	1,099円

【注意】

表1と同じ